

東広島市災害時協力井戸制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、災害時において生活用水を供給するために、市内にある生活用水を供給可能な井戸を災害時協力井戸（以下「協力井戸」という。）として登録し、もって災害時における生活用水の確保及び公衆衛生の維持を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「災害時」とは、自然災害等により上水道設備が被災し、断水が発生した時をいう。
- (2) 「生活用水」とは、清掃及びトイレ等の日常生活に使用される水のうち、飲用水以外のものをいう。

（登録の要件）

第3条 協力井戸は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内にある井戸で、井戸水を汲み上げることのできるポンプ又はつるべ等があること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 現在使用している井戸で、今後も使用可能なものであること。
- (4) 井戸枠等があるなど、井戸水を利用するうえで安全な形態の井戸であること。
- (5) 井戸の所有者と管理者が異なる場合において、協力井戸に登録されることに対して、双方の同意があること。
- (6) 協力井戸の所在地等を公開することについて、所有者及び管理者の同意があること。

（登録の手続き）

第4条 協力井戸の登録を受けようとする者（以下「申出者」という。）は、災害時協力井戸登録申出書（別記様式第1号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の登録申出書を受理したときは、内容等を審査し、協力井戸として適当であると認められる場合は災害時協力井戸登録決定通知書（別記様式第2号）を、認められない場合には災害時協力井戸不登録決定通知書（別記様式第3号）を申出者に通知するものとする。

（標識の掲示）

第5条 市長は、前条第2項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）に対し、登録標識を交付するものとする。

- 2 前項の登録標識を交付された登録者は、利用者が見やすい場所に掲示するものとする。
- 3 登録者は、交付された登録標識を紛失、滅失、汚損又は破損した場合は、災害時協力井戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）により、市長に届け出るものとする。
- 4 市長は、前項の届出書を受理したときは、登録標識を再交付するものとする。

（登録の変更）

第6条 登録者は、登録内容に変更が生じた場合は、災害時協力井戸登録変更届出書（別記様式第5号）により、市長に届け出るものとする。

（登録の解除）

第7条 市長は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、協力井戸の登録を解除するものとする。

- (1) 登録者から災害時協力井戸登録解除申出書（別記様式第6号）の提出があったとき。
 - (2) 第3条各号に掲げる登録の要件を満たさなくなったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が協力井戸として適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により協力井戸の登録を解除したときは、災害時協力井戸登録解除通知書（別記様式第7号）により、登録者に通知するものとする。
- 3 登録者は、登録が解除された場合は、交付された登録標識を市長に返還するものとする。ただし、登録標識を紛失又は滅失した場合は、災害時協力井戸登録標識紛失等届出書（別記様式第4号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年2月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の規定は、この要綱の施行の日以後の通知書について適用し、同日前の通知書については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。